

川口市監査告示第24号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年8月8日

川口市監査委員 金井 洋

同 榊原 秀忠

同 芝崎 正太

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び選定理由

#### (1) 監査の対象

監査委員事務局

#### (2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 4 月 27 日

### 2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク    | 監査の着眼点                                                            |
|----------|-------------------------------------------------------------------|
| (1) 契約事務 | ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か<br>イ 指名競争入札採用理由の記載はあるか                |
| (2) 財産管理 | ア 台帳と現物の実地照合はされているか<br>イ 返納手続きをせずに処分していないか<br>ウ 備品現在高総計表の入力漏れはないか |

### 4 監査の対象期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

### 5 監査の実施期間

令和 4 年 5 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日

## 6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

### (1) 主な監査項目

#### ア 支出事務

- (ア) 識見委員等の報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 全国都市監査委員会負担金等

#### イ 契約事務

- (ア) 電子複写機賃貸借契約

#### ウ 財産管理

- (ア) 備品管理

## 第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

### 1 支出事務について

報酬において、月額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

### 2 契約事務について

賃貸借契約において、契約の締結が川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

### 第3 意見

#### 1 契約事務について

賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。